

# 2021.6.30 第7回 研究会 NEWS LETTER

国際教養学部 言語文化学科



## 前言

今年度2回目、6月30日に開催した通算第7回の国際教養学部研究会は、齋藤哲先生に「私の履歴と司法制度の一断面」というタイトルでご発表いただきました。齋藤先生に感謝申し上げますとともに、ご参加下さったみなさまにもお礼を申し上げます。

今号のニュース・レターも前号と同様に、発表された齋藤先生に、発表後の「言い残し」分の補足をお願いするとともに、もうひとつのご無理をお願いしました。私が聞きたかったということでもありますが、法科大学院から来られた齋藤先生には、ぜひ本学の法科大学院の実際がどのようなであったか、先生のご見解をうかがいたくお願い申し上げて、承諾していただきました。

法科大学院は、私の理解では、法律関係の職業と不可分であるという点で、教養学を標榜する本学部とは対照的な位置にあるように思います。しかしだからこそその経験は、私たちの学部を考える上でもきわめて重要であると考えます。学生の卒業後の進路に無関心であることは許されないだろうからです。

獨協という学園の在り方までを射程とする齋藤先生のお話を、ぜひご一読ください。

(浅山佳郎)

## 法曹養成制度の一断面

齋藤 哲

とりとめのない報告の機会を頂き有難うございました。引き続き、(1) 発表後の感想と補足、(2) 本学のロー・スクールに対する考えの二つの課題についての報告を求められました。以下、趣意に沿う内容になるか定かではありませんが、前日の報告とロー・スクール（以下、「LS」と略します）の問題は重なる部分もあるので、両者を交えながら、私見を述べたいと思います。

なお、報告した司法制度に関する研究も十分に調べ切ったものでないため、私自身に錯誤があるかもしれませんので、かかる点は、ご容赦ください。

6月の報告「私の履歴と司法制度の一断面」では、弁護士制度の沿革の中で、獨協大学についても言及しました。獨協大学は明治16年獨逸学協会学校の設立を嚆矢とし、昭和39年獨協大学の開学に至りますが、明治18年には、5年制の中学に法律・政治の専修科を加えた法律の専門学校を開学したことは周知のとおりです。

獨逸学協会学校<sup>1</sup>は、ドイツ文化を摂取し、日本の文教の交流を図ることを目的として明治14年「獨逸学協会」が結成され、設立当時の会員には、北白川宮能久親王（初代会長）、品川弥次郎（初代委員長）、青木周蔵（第二次委員長）、西周、桂太郎、加藤弘之、伊藤博文、山形有朋、井上馨、井上毅、伊藤巳代治など政府の要職にあったもののほか、伊藤が欧州旅行（明治15年）の際に、ドイツの法律家の日本政府の顧問就任の軌道を敷いて招聘されたロエスレル（ロスストック大学教授で大日本帝国憲法の制定や商法の起草に寄与）やミヒャエリス（帰国後、第6代ドイツ帝国宰相）など政府の顧問らも例外ではありませんでした。当時、ドイツ法享受の気運が高まる中、獨逸学協会学校は、法律の専門学校を開設し、ミヒャエリスは法学・行政学の教授として教壇に立ちます。

この学校は、東京大学の英語教育に対置する私立の教育機関として、公的なものに左右されないドイツ系の官僚養成機関として位置づけられ、当初、大蔵省から補助金を、桂校長の時代には、大蔵省に代わり文部省や法務省から多額の補助金を受けた結果、1887年9月の生徒数は550名、日本人教師15名、ドイツ人教師6名と記録されています<sup>2</sup>。

帝国大学は、官僚育成機関としての整備を進め、ドイツ法の研究教育体制が整ったため、明治28年、ドイツ語で行われた獨逸学協会学校専修科はその役割を終えて廃止されたというのが、



獨協歴史ギャラリー第3回  
企画展パンフレットから

<sup>1</sup> 獨協学園資料センター・THE HISTORY OF DOKKYŌ、獨協百三十年、ベルト・ベッカー著・ゲオルク・ミヒャエリス（獨協大学外国語学部ドイツ語学科、平成15年）28頁以下、堅田剛・獨逸学協会と明治法制（木鐸社、1999年）119頁以下参照

<sup>2</sup> ベッカー・前掲書30頁。

一般的に説明されるところです。その一方で、獨逸学協会学校は私立の専門学校とはいえ、巨額の補助金を政府から受けていたにも拘わらず、経営努力を怠ってきたという指摘もあります。補助金の根拠となった私法律学校特別監督条規は帝国議会において批判され、この補助金は全廃されます<sup>3</sup>。明治期の法学教育は、外国法に基づく法律学の享受であり、仏法の東京仏学校（法政）及び明治法律学校（明治）、イギリス法の英吉利法律学校（中央）、東京専門学校（早稲田）、東大及び慶應義塾がありました。日本はドイツ法を継受することは既定路線になっていましたから、獨逸学協会学校専修科が廃止されなければ、獨協大学が日本の法学界・法曹界をリードしたことは間違いありません。獨協学協会学校専修科は、九大法律学校の一つとして高く評価されていましたが、専修科の廃止により、獨逸学協会学校は「大学部のある学校から、高等学校に格下げ」になり<sup>4</sup>、大学としての歩みも、当時設立された法律学校に比べると、はるかに後れをとることになります。

平成 11 年 7 月、予期せずして、「21 世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」ことを目的として、内閣の下に、司法制度改革審議会が設置されました。通常、かかる審議機関の委員は専門家で占められますが、この審議会では、法律家委員は半分に制限され、また、審議事項は国からの「諮問」を受けるのではなく、この審議会に関しては、前記の目的のために、審議会自らが問題点や論点を洗い出し、「答申」ではなく、「意見書」による提言を行っています。

意見書の内容は多岐にわたりますが、司法制度改革の柱として 3 つ挙げ、その一つ司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）で、日本の法曹人口は少なすぎる（2010 年ころまでに司法試験合格者を年間 3,000 人にすべきである）、司法試験は「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきであるとして、2016 年 4 月からの学生受け入れを目標とした法科大学院の設置を求めたのです。



ヴィッセンシャフト 2011 年版から



ヴィッセンシャフト 2011 年版から

審議会の審議期間が 2 年に限られていたこともあり、この意見書はわずか 1 年 11 カ月足らずで、司法制度の根幹を変える重大な提言がなされました（平成 13 年 6 月）。そのため、あまりにも短期間に結論を出し過ぎて、議論が熟しきらず、新しい制度を作ってもその維持が難しいと思われるものがありました。新たな法曹養成制度に盛り込まれた内容はその代表例と言っても過言ではありません。

上述のように、司法試験は「点」のみによる選抜で

<sup>3</sup> 堅田・前掲書 145 頁。

<sup>4</sup> 獨協学園七十五年史（1959）64 頁、59 頁、堅田・前掲書 146 頁。

はなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させることが不可欠として、主に法学部を持つ全国の大学が LS 設置に積極的に動き出しましたが、そもそも法曹人口が少なすぎるという評価・前提が危ういものでした。2000 年の法曹（弁護士・簡裁判事を除く裁判官・副検事を除く検察官）人口は 20,714 人でしたが、2020 年は 46,939 人に達しています（弁護士白書）。これに対して新受通常民事事件数は、2009 年の地裁約 23.5 万件、簡裁の約 66 万件をピークに、2014 年以降地裁約 14 万件、簡裁約 32 万件に落ち込み、その後横ばい状態にあります。他方、刑事事件も同様で、2005 年の地裁新受件数（第一審及び再審事件）は約 3.7 万件、簡裁（通常第一審、略式、及び再審事件）約 118 万件であったのに対して、2020 年の地裁約 26 万件、簡裁約 57.8 万件に減少しています（司法統計年報）。法曹を増やす前提となる事件数を見誤ったのです。

制度論から見ても LS はちぐはぐなものであることは否めません。LS 制度は、米国の LS を模倣したものにほかなりませんが、法学部のない米国の大学制度の上にある LS を、法学部のある日本の高等教育に持ち込むこと自体が奇異です。学部と大学院の教育関係はどうするのか、学生の経済的負担はどうするのか、LS ありきで出発した制度が順調に進むわけがありません。LS 志願者は初年度（平成 16 年の志願者数 72800 人、受験者数 40,810 人、入学者数 5,767 人）をピークに減少し続け、令和 2 年の志願者数は 8,161 人、受験者数 7,369 人、入学者数は 1,711 人に至ります。

他方、司法試験合格率は平成 27 年 22.6% を底として、徐々に上昇を来とし、今年は 41.5%（1,421 人）になりました。LS 修了者の合格率 70% 程度を目標としていた制度理念からすれば、大分それに近づいたことになりませんが、LS の入学が選抜機能を持たないとの理由で、司法試験合格者の質の低下を招いていると批判されています。しかし、合格者の質の低下に関するエビデンスは明らかではありません。現場に携わる実務家の声として声高に囁かれるところですが、試験科目及び科目数並びに合格後の修習期間が異なる旧試験と容易に

比較できません。また、制度理念は「点」のみによる選抜を回避して LS を創ったわけですが、今年、司法試験合格者の 26.3%（374 人）は LS を修了せずに受験した予備試験合格者です。法曹界は、この予備試験組を重用し、LS は学内外からの合格率による評価に追われたため、「プロセス」としての法曹養成を早々に放棄し、LS の役割はますます希薄になっています。そのためか、LS トップ校では、自校学生は予備試験を目指し、他学出身者が過半数を占めるという現象が起きています。

平成 14 年、法科大学院制度に警鐘を鳴らす角紀代恵/新見育文/鎌田薫/高窪利一/鈴木重勝『ロースクールを考える－21 世紀の法曹養成と法学教育』（成文堂）が上梓されたにもかかわらず（拙著「書評」法学教室 265 号）、70 を超える LS が設置されましたが、現在、学生を募集しているのは 35 校に過ぎません。本学は、九大法律学校の歴史を背負い、華々しいスタートを切りました。私の本学着任は平成 21 年であり、開設時の詳細は知りませんが、紆余曲折あったという話は聞いています。



dreamstime photo-images



成文堂出版部 HP から

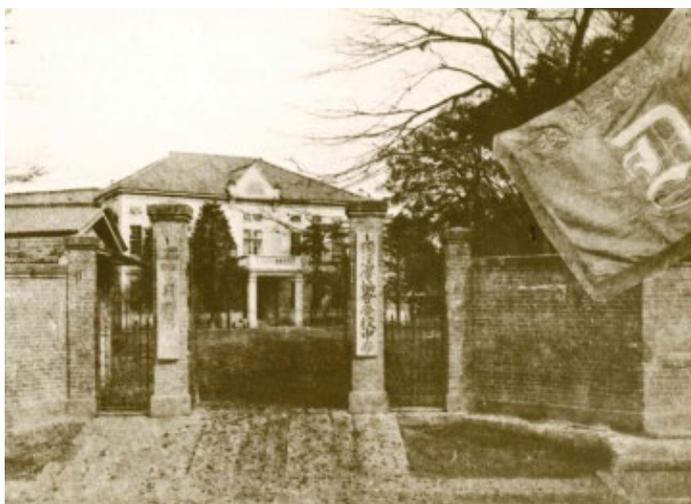
LS 設置にあたり、大なり小なりの内部の争いはどこにもあったようです。設置には大きなお金が動き、箱物が作られ、ポストも生まれ、ハッスルする教職員は少なからず現れます。法学部は、大教室における講義を基本とし、書籍を用意しておけば成り立つため、文系としてはドル箱であり、大学に対して経営的に貢献してきたという歴史があるため、設置の方向が決まれば、これに反対できない事情があります。



法科大学院の置かれた4棟

反対理由としては、合格者を輩出する自信がない、入学者を確保できない、よって経営面において行き詰ってしまうことなどが挙げられます。にも拘わらず、全国約70の大学がこぞって設置に踏み切ったのは、司法試験合格者の輩出は法学部共通の悲願であったからでしょう。明治期の法律学校と異なり、今日の大学は、学生の多様な出口があり、法学部は法曹や官僚を目指す学生だけが在籍しているわけではないとの反論もありますが、法曹が使う法律と、公務員や民間が使う六法が異なるわけではなく、かかる批判は詭弁です。LSは、司法試験合格者が少なかったころ、一部の大学が合格者の大半を占めていた情勢を打破する千載一遇の機会でした。私は、LS制度には反対ですが、LSが既定路線となった以上、学部がとてつもなく低いレベルにあるならば別ですが、法学部としては生き残り起死回生のチャンスと捉え、開設に向かわざると得ないと考えていました。中小規模の法学部が生き残るには、司法試験合格者を出す以外に方法はなく、LSが既定路線になった以上、設置は宿命と言わざるをえません。合格者を出すことと、LSを開設してこれに担わせることは軸を一つにしません。現に、法曹界は、自らが作った法曹要請の理念を忘れ、LS教育を受けていない予備試験合格者を重用し、学部の飛級制度の導入を促したりと、当初のLS制度の理念は瓦解しつつあります。

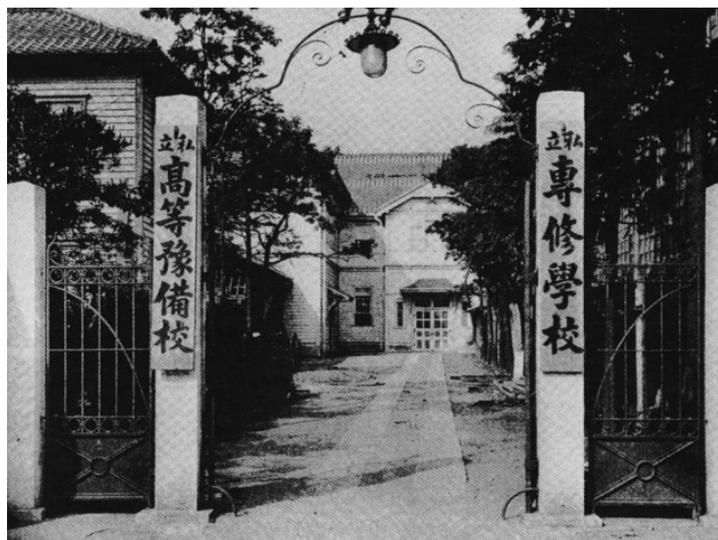
本学のLSは、県内外の弁護士会の支援を受け、また強力な経済的支援を受けて開設したものと思われ。その一方で、毎年4億円の赤字と聞いています。国立大学では、毎年、収支決算に関する膨大な資料が配布されますが、私立では配布されないのが一般的なのでしょうか、内容を詳細に把握していませんが、4億という数字で思うことは、本学に関して言えば、合格者一人につき概ね1億と概算できます。LSの赤字は本学に限ったことではないので、LS存続の鍵は、赤字を許容するだけの理由があるか否かです。



獨協中学高等学校パンフレットから

本学LS教授会には、元学長、前学長が数回参加され、意見交換を繰り返してきました。募集停止に舵が切られる決まる数年前の教授会に参加された犬井前学長は、LS存続の前提として、①毎年4人の合格者、②受験指導を強化、③法学部と連携の3つを提示されました。当時、片手で間に合う合格者数にもかかわらず、スタッフの中核は、学生募集停止の危機を楽観視していました。おそらく、①条件は容易に達成できると考えていたようです。合格者4人確保については、獨協LSの教育の質は高いという自負があり、実力を低く評価されたと考えていました。法学部との連携は

発足当初の経緯から全く念頭になかったようです。私は、前学長の前記 3 条件は、募集停止を見据えての提示であったと考えていました。すなわち、合格者確保の条件は満たされることはないであろうから、せめて LS 廃校後の教員の処遇を考えて、法学部との連携を求めたとみています。法学部と LS の不仲は周知の事実であり、LS 廃校後、LS の教員全員が滞りなく法学部に移籍できるようにとの配慮です。数年後、教授会において再び LS 存続に関する議論が行われ、犬井学長から、ここに前回の教授会でお願いした記録があると印籠を示すかのようにノートを見せられ、3つのお約束の確認とともに、引導を渡されました。



Wikimedia Commons, the free media repository

私は着任当時から、学部との連携なしには存続はあり得ないという意見でしたが、執行部の考えは、学部との連携はあり得ないという考えが基本にあったようです。他学からの優秀な学生が集まるとのコンセプトを前提に、獨協の学生を相手にしていないと、教授会において言い切るのですから仕方ありません(議事録には残されていないのですが)。そのせいか、優秀な学生は、修了後自学を以て合格できるという、旧試験時代と変わらない考えがあり、再試験制度を取り入れた進級制度を採用していました。LS のような機関は、お金がかかることはどうにも否めないところで、LS が大学の広告塔として役割を果たし得るにしても、資金を支えてくれる学部との連携は不可欠であり、学部を耕し、本学の学部生を育てることでゆくゆくは LS の存続にも繋がります。他大学から多くの学生が入学して来ることは夢物語です。法学部のない大学や大学を母体を持たない機関の LS 設置や計画がありましたが、現在、法学部を持たない LS は存在しません。LS は法学部と両輪の関係にある証左です。

九大法律学校の一つ専修大学は、獨逸学協会学校と同じ時期に募集停止をしていますが、今回それはなく、他方、本学は、結果として九大法律学校時代の轍を再び踏んでしまいました。

追記 私は、この原稿提出直前、新潟において仕事をしていましたが、夕刻、食事をしていたところ、羽振り良く部下を引き連れてきた者から、哲じゃないと声を掛けられました。誰に声を掛けられたか分かりませんが、高校時代の同級生でした。800 人を超える企業で人事畑を歩き、専務をしているそうです。獨協の学生も何人か採用したが、優秀であると言ってくれました。その学生がどうも、言語文化の前身にあたる学科の学生であったようで、前回佐藤寛治先生のニュース・レターに国際教養学部が外国語学部から独立した旨の記述を思い出したところです。



2006 年ころの言語文化学科の学生と教員

2021 年 10 月 4 日  
獨協大学 国際教養学部言語文化学科 共同研究室  
浅山佳郎・上野恵子・古郡百合香